

# 令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算の取得状況①

社会福祉法人新潟地区手をつなぐ育成会

## 1 福祉・介護職員等の特定処遇改善加算の取得状況と支給

当法人では、福祉介護職員処遇改善を取得し賃金の改善に努めております。これに加え、福祉の勤務年数が10年以上の職員：経験・技能のある障害福祉人材（aグループ）及び他の障害福祉人材（bグループ）の職員に対し、特定処遇改善加算Ⅰを取得し、更なる処遇改善を実施しております。

### (1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの取得

- ・あすなろ福祉園
- ・福祉事業所つばさ
- ・青山ファクトリー
- ・福祉事業所ハーモニー
- ・福祉事業所いしやま
- ・共同生活援助事業所ポルカ

### (2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱの取得

- ・共同生活援助事業所カノン
- ・フェリクス曾根(令和6年度新規開設事業)

### (3) 区分なし

- ・短期入所ポルカ

### (4) 支給について

令和6年度6月から処遇改善加算が一本化されるため特定処遇改善手当としての支給は、7月給与までとする。8月給与からは、処遇改善手当として支給する。

## 2 ベースアップ加算の取得状況と支給

特例交付手当として対象職員に支給いたします。

## 4 キャリアパス要件

職員の資質向上のための取り組みとして支援スキルの評価を行うこと、法人研修として全体研修年3回事業所ごと研修を年3回実施します。また、外部研修の機会を確保し研修のための受講料・交通費を負担しています。新人職員には、先輩職員による指導を丁寧に行うエルダー・メンター制度により職場定着を図ります。

職員は、資格や経験年数により昇給する仕組みを整えています。

### 資質の向上

- ・ 強度行動障害支援者養成研修への積極的参加・ミュージックケア研修の受講・チームリーダーのリスクマネジメント研修や苦情解決研修の受講
- ・ 専門書籍の購入及び専門的知識の習得のための県外研修への参加

### 労働環境・生産性向上の取組

- ・ ご利用者の環境（個別ブース）を変えることによる職員負担の軽減
- ・ 職員の業務災害保険への加入で入院や怪我の通院に対応
- ・ 育児休暇の取りやすい環境・子育てと仕事の両立のための育児休業制度の充実
- ・ 全職員の健康診断及びインフルエンザ予防接種
- ・ 職員休憩室を各事業所に順次設置
- ・ 業務手順書の作成

### その他

- ・ 障害福祉サービス等情報公開制度の活用による経営・人材育成の見える化
- ・ 非正規職員から正規職員への登用
- ・ パート職員向けの定期的な短時間研修

## 令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金

令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員に対して2%程度（月額平均6千円相当）の賃金改善を行うため交付される、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の計画書の提出を行った。

職員へは、2月分・3月分を5月に支給する。4月分は6月、5月分は7月に支給する。

5月～7月でフルタイム職員一人当たり合計23,000円程度を支給する。また、対象外の職員には、50%支給する。（5年度補補助金のうち2か月分は、6年度6月・7月の支給）